

令和2年度公益財団法人東京都歴史文化財団 自主事業に係る運営費補助金交付要綱

令和2年4月1日
31生文企第1991号

(目的)

第1 この要綱は、公益財団法人東京都歴史文化財団（以下「財団」という。）に対し、その運営に要する経費の補助を行うために必要な事項を定め、もって東京都における芸術文化の振興並びに都市の歴史及び文化の継承とその発展を図り、創造性に満ち、潤いのある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(補助対象事業)

第2 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、財団が行う次の各号に該当する事業とする。ただし、東京都から財団に対し、別に補助金又は負担金を交付する事業は除くものとする。

(1) 事務局

- ア 地域文化の活性化のための文化活動の支援助成
- イ 都民の文化的活力の導入による文化事業の企画及び実施
- ウ 芸術文化及び伝統文化の振興
- エ 文化振興に関する普及啓発
- オ その他目的達成に必要な事業

(2) 東京都庭園美術館

- ア 庭園の公開
- イ 美術館の建物公開に係る展示
- ウ 特別の企画に基づくイ以外の美術作品等の展示
- エ その他目的達成に必要な事業

(3) トーキョーアーツアンドスペース

- ア 若手芸術家の支援・育成を目的とする事業の企画及び実施
- イ 若手芸術家の交流事業の企画及び実施
- ウ 国内外新進若手アーティストが滞在・制作・交流するための拠点の運営
- エ 二国間交流を中心とした新進気鋭アーティストの相互交流事業の企画及び実施
- オ 国内外の異なる芸術分野の若手アーティストを招へいし、作品の共同制作・交流の場を提供する事業の企画及び実施
- カ その他目的達成に必要な事業

(4) 東京都渋谷公園通りギャラリー

- ア アール・ブリュットをはじめとした様々な作品展示の企画及び実施
- イ ダイバーシティをテーマとした様々な交流事業等の企画及び実施
- ウ その他目的達成に必要な事業

2 財団が計画する事業のうち、財団の自主財源や東京都を除く他の団体等からの負担金など

により、経費の全額を賄うことを予定している事業については、補助の対象としない。

(補助対象経費)

第3 補助の対象となる経費は、補助事業の実施に必要な経費とし、次に掲げる経費とする。

- (1) 事業費及び管理費
- (2) 固定資産及び特定資産の取得

(補助金の交付額)

第4 第3の経費区分に対応する補助額は、次に掲げる額とし、予算の範囲内において補助する。

(1) 事務局

ア 事業費及び管理費より固定資産及び各種引当金に係る費用を差し引いた額から事業費及び管理費に充当した基本財産運用益、事業の実施に伴う収益（受取寄付金及び協賛金を含む。）、雑収益、他会計振替額及び特定資産取崩額を差し引いた額

イ 固定資産取得及び特定資産取得から、収益（受取寄付金及び協賛金を含む。）、雑収益、他会計振替額及び特定資産取崩額を差し引いた額

(2) 東京都庭園美術館

ア 事業費より固定資産及び各種引当金に係る費用を差し引いた額から、事業費に充当した基本財産運用益、事業の実施に伴う収益（受取寄付金及び協賛金を含む。）及び雑収益を差し引いた額。ただし、第2(2)ウについては、定額補助額（定額補助額とは、東京都があらかじめ指定し、算定した事業の標準経費から標準収入を差し引いた額をいう。）から余剰按分額（余剰按分額とは、東京都があらかじめ指定し、算定した事業の定額補助額と事業費に充当した基本財産運用益、事業の実施に伴う収益（受取寄付金及び協賛金を含む。）及び雑収益の合計額が、事業費より、固定資産及び各種引当金に係る費用を差し引いた額を超える場合、その超えた部分に2分の1を乗じた額をいう。）を差し引いた額

イ 固定資産取得及び特定資産取得から、収益（受取寄付金及び協賛金を含む。）、雑収益、他会計振替額及び特定資産取崩額を差し引いた額。ただし、第2(2)イについての固定資産取得については定額補助額

(3) トーキョーアーツアンドスペース

ア 事業費より固定資産及び各種引当金に係る費用を差し引いた額から、事業費に充当した事業の実施に伴う収益（受取寄付金及び協賛金を含む。）及び雑収益を差し引いた額

イ 固定資産取得から、収益（受取寄付金及び協賛金を含む。）、雑収益（敷金返戻金を含む。）、他会計振替額及び特定資産取崩額を差し引いた額

(4) 東京都渋谷公園通りギャラリー

ア 事業費より固定資産及び各種引当金に係る費用を差し引いた額から、事業費に充当した事業の実施に伴う収益（受取寄付金及び協賛金を含む。）及び雑収益を差し引いた額

イ 固定資産取得から、収益（受取寄付金及び協賛金を含む。）、雑収益（敷金返戻金を含む。）、他会計振替額及び特定資産取崩額を差し引いた額

(補助金の交付時期等)

第5 この補助金は、財団の事業計画及び事業執行状況に応じて交付するものとし、概算払とする。

2 交付時期は、原則として、四半期ごとの年4回とする。

(補助金の交付申請)

第6 財団は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添付して、東京都知事(以下「知事」という。)に提出するものとする。

- (1) 令和2年度予算執行計画書
- (2) 令和2年度事業計画書及び収支予算書
- (3) 定款
- (4) 印鑑証明書
- (5) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び通知)

第7 知事は、第6の規定による申請を受理した場合において、その内容を審査し、補助金を交付すると決定したときは、補助金交付決定書(別記第2号様式)により、財団に通知する。

2 知事は、1の場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加え、又は条件を付して交付の決定をすることができる。

(申請の撤回)

第8 財団は、第7の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、当該通知を受けた日の翌日から14日以内に申請を撤回することができる。

(補助金の請求)

第9 財団は、補助金の支払を受けようとするときは、請求書(別記第3号様式)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、1の請求書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、補助金の支払を適当と認めたときは、これを支払うものとする。

(承認事項)

第10 財団は、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、(1)及び(2)に掲げる事項のうち、定額補助対象事業については、報告をもって代えることができる。

- (1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(変更承認申請)

第11 財団は、第10の規定による承認を受けようとするときは、変更承認申請書（別記第4号様式）を知事に提出しなければならない。

(変更承認)

第12 知事は、第11の申請を受理した場合において、申請の内容を審査し、変更を承認することを決定したときは、変更承認書（別記第5号様式）を交付し、承認しないことと決定したときは、通知書（別記第6号様式）によりその旨通知する。

(状況報告)

第13 知事は、必要があると認めるときは、財団に対し補助事業の実施状況に関する報告書の提出を求め、又は帳簿等の検査を行うことができる。

(補助事業の遂行命令等)

第14 知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、財団に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命令することができる。

2 財団が1の命令に違反したときは、知事は、補助事業の一時停止を命ずることができる。

(補助事業の完了時期)

第15 補助事業は、令和3年（2021年）3月31日までに完了しなければならない。

(実績報告)

第16 財団は、令和2年度終了後速やかに実績報告書（別記第7号様式）を知事に提出しなければならない。

なお、補助金精算額の報告に当たっては、補助事業全体の収支内訳とともに定額補助対象事業の収支内訳を示さなければならない。

(補助金の額の確定)

第17 知事は、第16の規定により実績報告を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果がこの交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、額の確定書（別記第8号様式）により、財団に対し通知する。

(是正のための措置)

第18 知事は、第17の規定による審査の結果、補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していないと認めるときは、財団に対し当該補助事業につき、これに適合させるための処置を採るべきことを命ずることができる。

(決定の取消し)

第19 知事は、補助金の交付決定を受けた財団が次の(1)から(3)までのいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) その他補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は東京都補助金等交付規則(昭和37年東京都規則第141号)に基づく命令に違反したとき。

2 前項の規定は、第17の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第20 知事は、第19 1の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

2 第17により交付すべき補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(違約加算金)

第21 財団は、第20 1の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、当該補助金を受領した日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

2 1の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、納付した金額が返還を命じた補助金の金額に達するまでは、その納付金額は、まず、当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金)

第22 財団は、補助金の返還を命じられた場合において、これを納付期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

2 1の規定により延滞金の納付を命ぜられた場合において、返還を命じられた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(財産処分の制限)

第23 財団は、補助事業により取得し、又は効用を増加した財産を補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

2 1の承認を受けて、補助事業により取得し、又は効用を増加した財産を処分することにより収入があった場合は、知事は、その収入の全部又は一部を都に納付させることができる。

(帳簿等の整理保管)

第24 財団は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業が終了した日の属する会計年度終了後5年間保管しなければならない。

(その他)

第25 この補助金の交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、東京都補助金等交付規則の定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。